

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年九月二十六日奈良県指令郡土第八一―二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年一月十七日郡土第五八三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年一月十七日郡土第一八八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市別所町一三六番一、一三六番二及び一三六番四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市三島町一番地一

天理教 代表役員 中田善亮

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市別所町一三六番一、一三六番二及び一三六番四の各一部

下水道 天理市別所町一三六番一、一三六番二及び一三六番四の各一部